

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 3

令和5年5月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年5月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュートン株式会社 (法人番号: 1010901046718) 代表者 佐藤 正晃
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区喜多見8-7-3 ボヌール4階 (町田営業所) 東京都町田市小野路町3171-1 グリーンハイム広瀬2階205号室
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和4年6月20日及び令和4年7月1日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和5年5月12日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 グレートパックエクスプレス
	代表者名 渡辺 富敏 東京都江東区古石場3-13-9
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都江東区古石場3-13-9
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分60日間及び輸送施設の使用停止処分130日車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月7日及び同年6月16日監査を実施。15件の違反が認められた。</p> <p>(1) 疾病のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(3) 乗務等記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(4) 運転者に対する指導監督違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(5) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(6) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条第1項）</p> <p>(8) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4）</p> <p>(9) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(10) 運行管理者の解任届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条）</p> <p>(11) 名義貸し（貨物自動車運送事業法第27条第1項）</p> <p>(12) 事業計画（利用運送を行うか否か）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(13) 事業計画（車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(14) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）</p> <p>(15) 自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 73点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 73点